

建築許可申請（従来の「建築許可不要宅地（既存宅地）」 の要件を満たすもの）について

（都市計画法第43条第1項、同法施行令第36条第1項第3号ホ）

1. 許可の要件（事前に関発窓口にて確認を行ってください）

（1）申請地が、「線引き」（昭和46年9月14日）以前から
引き続き『宅地』であること。

＜※全部事項証明書表題部「登記の日付」欄で確認できること＞

（2）申請地は、建築物の敷地間の距離が概ね50m以内の距離で、
概ね50戸以上の建築物が連たんしている区域にあること。

（3）建築物について、

① 用途は、第2種低層住居専用地域内で建築できるもの。

② 高さは12m以下とすること。

2. 注意事項

（A）建築物を建てるためには、
別途、建築基準法による建築確認が必要です。

（B）道路の幅員が4m未満の場合、
セットバックが発生する場合がありますので、別途協議ください。

（C）雨水排水については、地元水利組合等と十分協議してください。

（D）土地の区画形質の変更を行う場合（50cmを超える切土、100cmを超える盛土を行う等）には、開発許可を受ける必要があります。

※提出書類・申請手数料は裏面をご参照ください

3. 建築許可申請提出書類一覧（※摘要欄も併せてご確認ください）

	提出書類	摘要
□1	建築行為等許可申請書（様式第24号）	○久留米市ホームページよりダウンロード可 ○B・C様式を提出
□2	位置図（縮尺1/5000程度） ①市街化区域までの距離 ②50戸以上の連たん状況を明示	○申請地を朱書きで明記 ○設計者が記名押印
□3	附近見取図	○申請地を朱書きで明記
□4	字図（公図）※原本還付可	○申請地を朱書きで明記 ○申請日より3ヶ月以内のもの ○オンラインによる取得の場合は、照会番号付きのものに限る ○設計者又は申請者が記名押印
□5	土地の全部事項証明書 ※原本還付可 ※線引き時点（S46.9.14）の地目が確認できない場合、閉鎖謄本を併せて添付	○申請日より3ヶ月以内のもの ○オンラインによる取得の場合は、照会番号付きのものに限る
□6	敷地現況図	○申請地を朱書きで明記 ○設計者が記名押印
□7	現況写真	○申請地を朱書きで明記
□8	建築物の配置図	○申請地を朱書きで明記 ○切盛土が発生しない場合、設計者にて「切土・盛土はありません」と記入し、署名・押印すること ○設計者が記名押印
□9	敷地求積図	○設計者が記名押印
□10	敷地縦横断面図	○接続道路部分を含めること ○設計者が記名押印
□11	建築物の平面図・立面図	○立面図には最高高さを記入
□12	建築物の求積図	
□13	土地所有者等の施行同意書（印鑑証明共）	○申請者と土地所有者が同じ場合は不要 ○抵当権者等の権利者があれば、その方へ説明を行うこと
□14	「線引き前からの宅地」を証明する書類	5. 土地の全部事項証明書で、線引き前からの宅地と確認できない場合に必要
①	固定資産税課税証明書（S47.1.1時点）	・線引き時点で、申請地が「宅地並み課税」されていることを証するもの。 ・申請時まで宅地並み課税が継続していること
②	農地転用許可書、農業委員会の証明書	・許可日が線引き以前のもの
③	建物の全部事項証明書	・登記の日付が線引き以前のもの
④	建築基準法による検査済証	・日付が線引き以前のもの
⑤	航空写真	・線引きの際に宅地であったと判断されるもの

4. 許可申請手数料

敷地面積	1件あたりの金額
1,000㎡未満	6,900円
1,000～3,000㎡未満	18,000円
3,000～6,000㎡未満	39,000円
6,000～10,000㎡未満	69,000円
10,000㎡以上	97,000円